

現行の調布市特別支援教育推進計画の取組成果（令和 5 ～ 8 年度）

1. 各基本方針の進捗状況

(1) すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます

（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

【成果指標】

通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」（支援レベル 2）、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」（支援レベル 3）が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率（目標値 100％）

作成率の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小学校	78.1%	84.3%	90.8%	88.9%	93.4%	96.3%	94.8%
中学校	57.4%	65.8%	62.8%	69.0%	99.6%	100.0%	100.0%

【主な成果】

- 個別指導計画の作成率は向上し、中学校では 100％を達成するなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備が進んだ。
- 校内委員会や校内研修会への巡回教員の参画により、学校全体で支援を行う体制づくりが進んだ。
- 通常の学級、校内通級教室、特別支援学級が連携しながら支援を行う体制の充実が図られた。

【今後の方向】

- ◇ 個別の教育支援計画・個別指導計画の質的向上と活用促進を図る。
- ◇ 校内委員会や巡回指導を活用し、学校全体で支援を行う体制を強化する。
- ◇ インクルーシブ教育システムの推進に向け、連続性のある学びの充実を図る。

(2) すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します

（教員等の専門性の向上）

【成果指標】

特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数 （目標全校）新規

令和 7 年度 特別支援学級における指導内容表の作成校数

全 10 校	全員分作成	一部作成	検討中
拠点小学校	1 校	6 校	－
拠点中学校	－	2 校	1 校

【主な成果】

- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級教員、校内通級教室担当教員等を対象とした研修を継続的に実施し、教職員の専門性向上を図った。
- 巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能を活用し、専門家と連携した支援体制の充実が図られた。
- ICT 機器やマルチメディアデイジー教科書の活用が進み、多様な学習ニーズへの対応の充実が図られた。

【今後の方向】

- ◇ 特別支援教育に関する教職員の専門性向上を引き続き推進する。
- ◇ ICT を活用した合理的配慮や学習支援の充実を図る。
- ◇ 発達障害等、多様な教育的ニーズに対応できる支援体制を強化する。

(3) 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

【成果指標】

目標値	就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合（小中学校ともに目標値 100％）新規
令和 7 年度	就学相談で、相談者に対して就学説明会の開催、動画の視聴を周知 100％実施済み

【主な成果】

- 就学相談件数は増加しており、早期から継続的な相談支援体制の充実が図られた。
- 就学説明会や動画配信等により、保護者への情報提供の充実が図られた。
- 副籍交流や関係機関との連携を通じて、障害理解の促進や支援体制の充実が図られた。

【今後の方向】

- ◇ 保護者が安心して相談できる体制や情報提供の充実を図る。
- ◇ 福祉・医療等との切れ目のない支援体制を強化する。
- ◇ 副籍交流や地域との交流活動を通じて、共生社会の実現に向けた理解促進を図る。

(4) どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

【成果指標】

校内通級教室に入級している児童生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童生徒の割合

令和 3 年度実績	目標値	令和 7 年度
21.7%	20%以上	17.7%

【主な成果】

- 特別支援教育コーディネーターの配置やスクールサポーター等による支援体制の整備を進めた。
- 特別支援学級や校内通級教室の運営充実に取り組み、多様な学びの場の確保が図られた。
- 医療的ケアガイドラインを策定するとともに、関係機関との連携を通じて医療的ケア児への支援体制の整備を進めた。

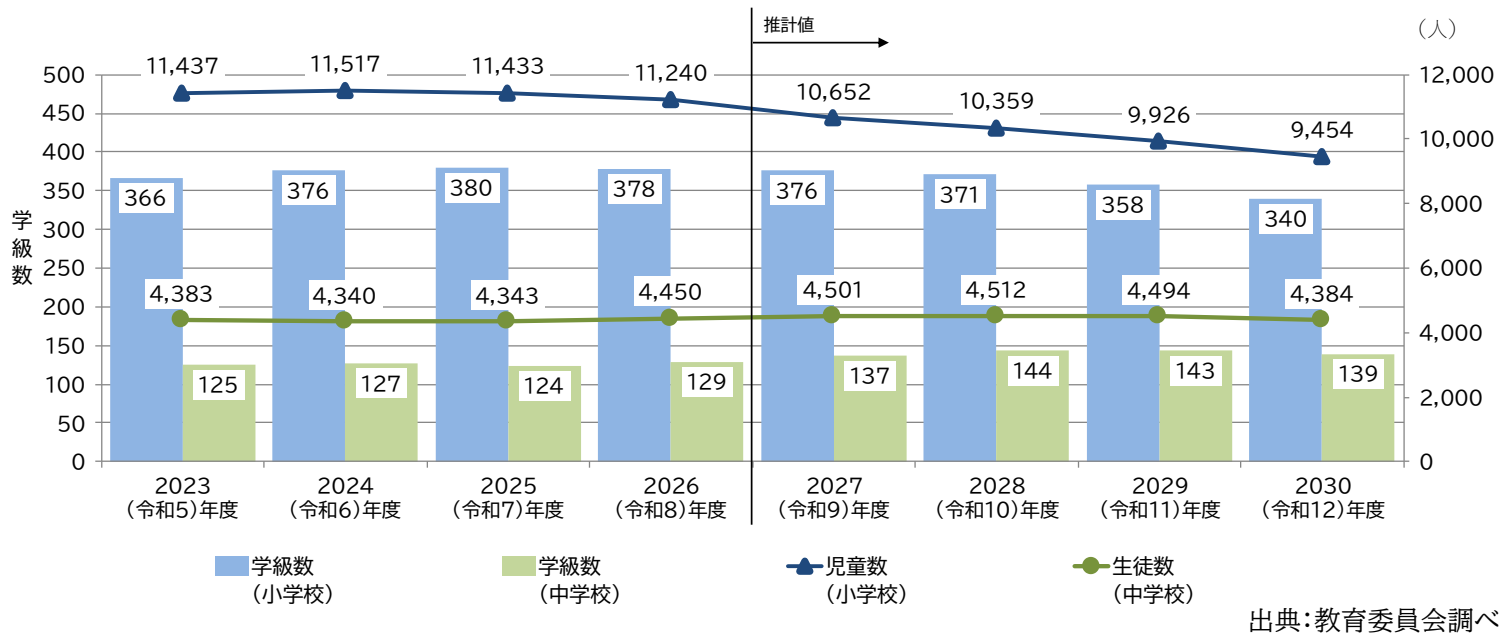
【今後の方向】

- ◇ 特別支援学級や校内通級教室の適正配置を検討し、教育環境の充実を図る。
- ◇ 医療的ケア児への支援を行うため、庁内及び関係機関と連携して支援を充実させる。
- ◇ バリアフリー化やデジタル活用を進め、誰もが安心して学べる教育環境の整備を推進する。

市を取り巻く環境

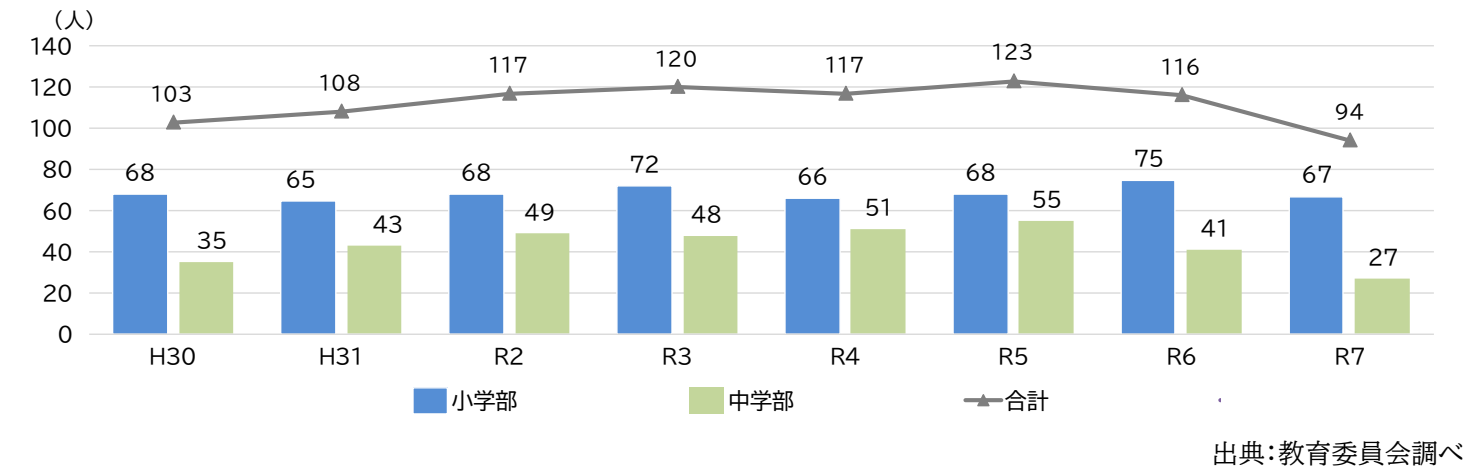
1. 調布市の動向

(1) 児童生徒数、学級数の推移

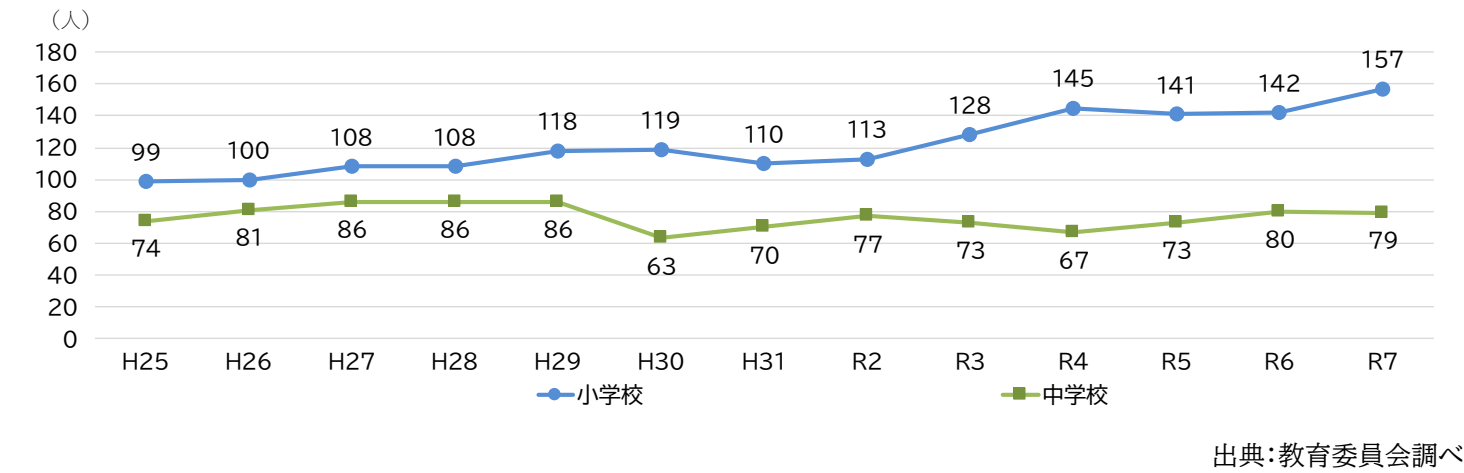


(2) 特別支援学校・特別支援学級在籍児童生徒数の推移

令和7年度までの調布市在住の特別支援学校在籍者数（令和7年4月1日現在）

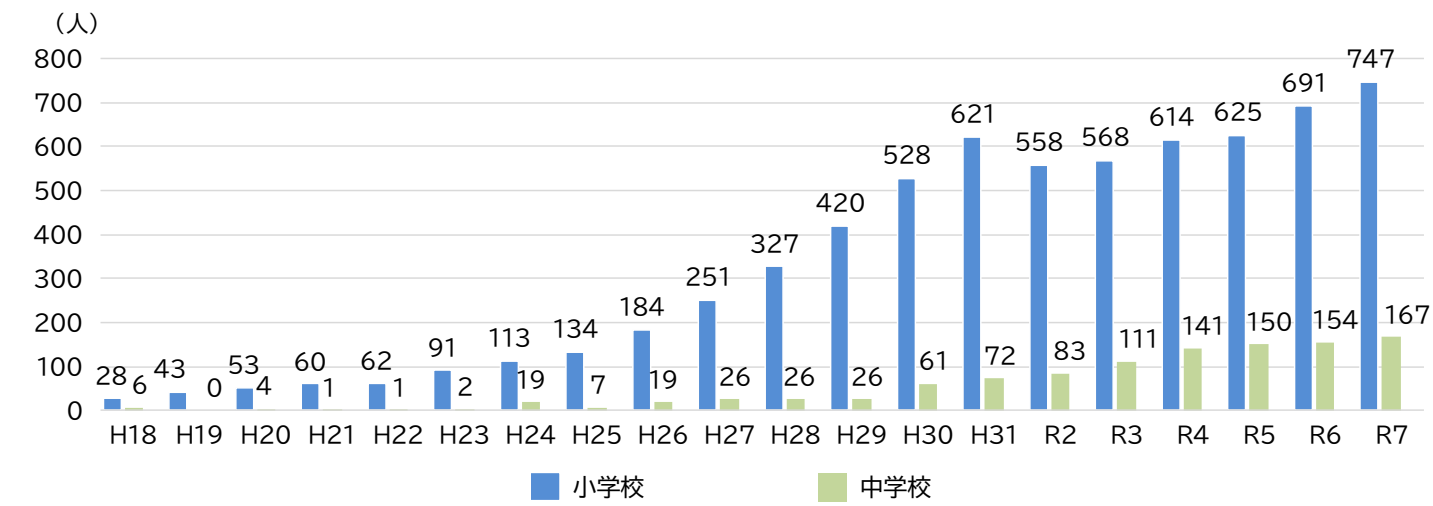


令和7年度までの特別支援学級在籍者数（令和7年4月1日現在）



(3) 校内通級教室利用者数の推移

令和7年度までの校内通級教室の利用者数



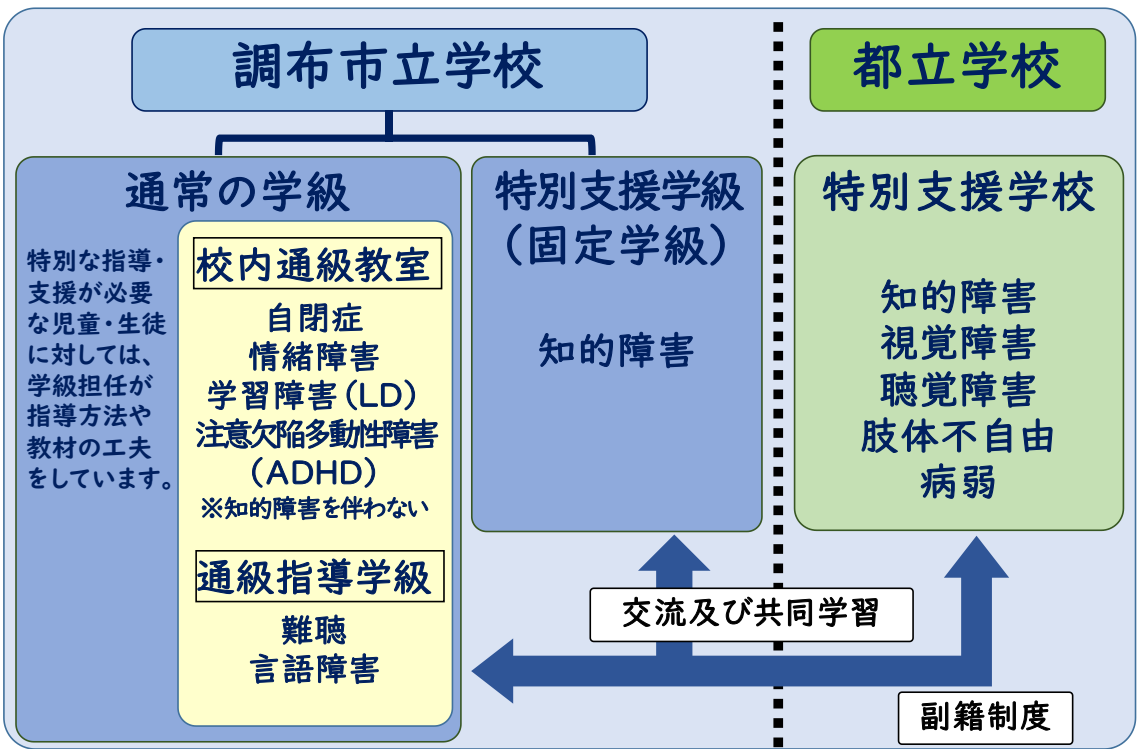
(4) 就学相談件数の推移

就学・転学・通級指導学級入退級相談の件数推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	407	450	470	501	539	577

出典:教育委員会調べ

(5) 特別支援教育に関する学びの場



2. 教育政策の動向

(1)国の動向

①障害者権利条約・インクルーシブ教育

- ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進が求められている。
- ◆ 合理的配慮の提供や連続性のある多様な学びの場の整備が重要となっている。

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年)

- ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を通じて共生社会の実現を目指している。
- ◆ 学校においても、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、障害のある子どもの学びを保障することが求められている。

③医療的ケア児支援法(令和3年)

- ◆ 医療的ケア児とその家族への切れ目のない支援を推進することが記載されている。
- ◆ 学校設置者には看護師配置など必要な支援体制の整備が求められている。

④発達障害者支援法(平成 17 年・令和 4 年改正)

- ◆ 発達障害のある方への早期発見・早期支援と、ライフステージを通じた切れ目のない支援を推進することが定められている。
- ◆ 学校には、一人一人の特性に応じた教育的支援を行うとともに、関係機関や保護者と連携した支援体制の充実が求められている。

⑤第4期教育振興基本計画(令和5年)

「持続可能な社会の創り手の育成」及び、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして策定。特別支援教育では、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂を掲げ、インクルーシブ教育システムの推進や、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実を位置付けている。

⑥こども基本法(令和5年)

- ◆ 全てのこどもの基本的人権を保障し、意見表明や最善の利益を尊重することを基本理念としている。
- ◆ 特別支援教育においても、障害の有無にかかわらず、一人一人の状況や意向を踏まえた支援が求められている。

(2)東京都の動向

①東京都教育ビジョン(第5次)(令和6年)

- ◆ 「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱の一つとして掲げている。
- ◆ 教育のインクルージョンの推進や、多様な学びの場の充実を重点的に進めている。

②東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(令和7年)

- ◆ 小・中学校における特別支援教育の充実を図るため、インクルーシブ教育支援員の配置や教員の専門性向上等を推進している。

③東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)(令和7年)

- ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に過ごせる環境づくりの推進が求められている。
- ◆ インクルーシブ教育システムの整備を新たに位置付けている。

④東京都教育施策大綱(令和7年)

- ◆ 「インクルーシブな教育の推進」を重点事項として位置付けている。
- ◆ 多様な人々が共に学び、支え合う共生社会の実現を目指している。

まとめ
国や東京都では、インクルーシブ教育システムの推進を基本とし、合理的配慮の提供や連続性のある多様な学びの場の充実、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を進めている。また、医療的ケア児への支援や、こどもの意見を尊重した支援の重要性も高まっている。調布市においても、これらの動向を踏まえた特別支援教育の充実が求められている。